

【記載例】

【加工品返礼品についてのお願い】

令和8年10月～加工品返礼品の区域内の「相応の付加価値」の要件が価格での算出が原則となります。
ご多忙中恐れ入りますが、ご掲載返礼品について証明書のご提出をお願いいたします。
証明書は下記の【証明書作成の手順】に倣っていただければ作成ができるようになっております。

【背景要約】

地場産品の「付加価値基準」の明確化

- ・現状の課題
地域内で生じた付加価値の計算方法が自治体ごとに異なる。
同じ商品を複数自治体が地場産品と主張するケースがある。
- ・見直し内容
付加価値割合の算出を価格ベースで統一。
製造事業者が「価値の過半が区域内で生じたこと」を証明。
自治体はその内容を公表。
- ・標準計算式
(調達費用－区域外で発生した費用) ÷ 調達費用
- ・適用時期
令和8年10月から。

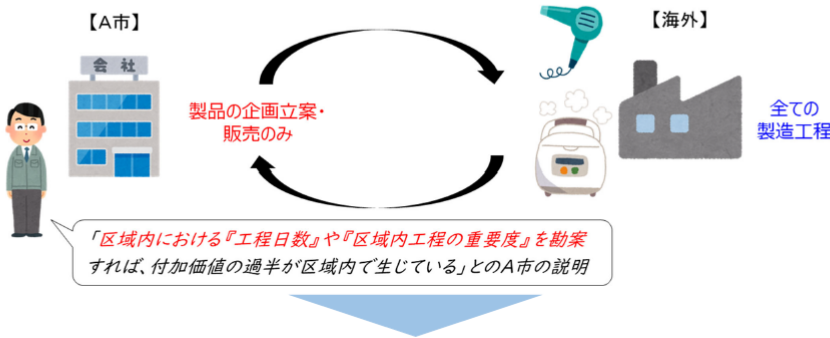
【背景詳細】 総務省データ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000144.htm

② 「付加価値基準」における算出方法の明確化等

現状

- 製品等の返礼品は、区域内で「相応(過半)の付加価値が生じている」ことを要件。
- 付加価値の算出方法は地方団体により様々となっているための以下のような課題あり。
 - ・ 同じ製品等について複数の団体が自らの地場産品と主張できる
 - ・ 真に区域内で付加価値の過半が生じている地場産品か疑義のある事例あり

〔 疑義のある付加価値算出方法の例 〕



見直し内容

<R8指定(R8年10月)から適用>

- 付加価値割合の算出方法について、価格に基づく算出を原則とする。
- 製造・加工品等の返礼品について、当該返礼品の製造等を行う者が価値の過半が区域内で生じたことを証明するとともに、返礼品提供開始日までに地方団体がその証明事項を一覧で公表。

5

【付加価値基準の算出方法】

② 「付加価値基準」における算出方法の明確化等(公表イメージ・算出方法)

公表イメージ

		区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※			
--	--	------------------------	--	--	--

【記載例】

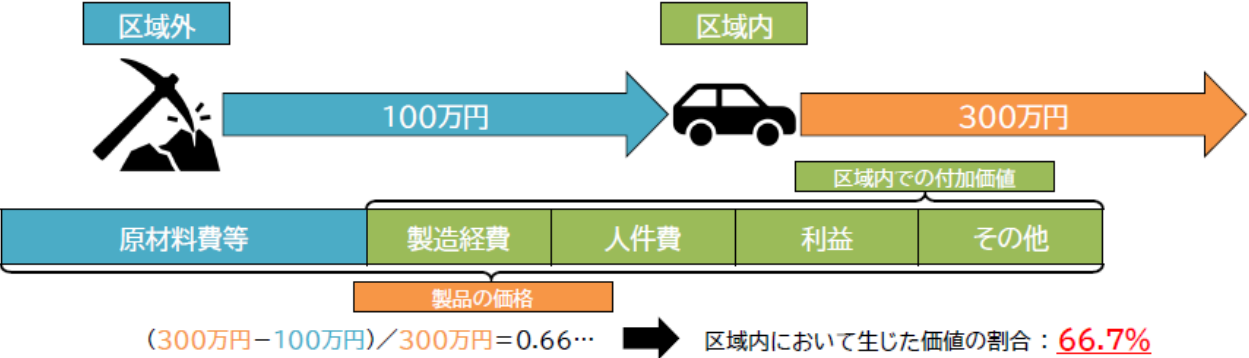
返礼品等の 名称	区域内において 生じた価値の 割合(%)	その他の算出方法				返礼品等の 製造・加工地	地方団体 における 調達費用	一般 販売 価格
		標準的な 算出方法	その他の算出方法		その他の 算出方法とする 理由			
〇〇 ドライヤー	●●%		○	〇〇	〇〇	中国	●●円	◆◆円
自動車	▲▲%	○				■市	〇〇円	▼円

区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法

算式 $(A - B) / A$

算式の符号 A:当該地方団体による返礼品等の調達費用

B:当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用



6

【証明書作成の手順】

①Excelデータ下部の「(例)一覧一括記入」シートをご確認ください。

こちらで証明書作成の記入方法をご説明しております。

②「(例)証明書」シートをご確認ください。

一覧一括記入を埋めると、証明書が出来上がる仕組みになっております。

③「一覧一括記入」シートへ移動してください。

貴社でご掲載いただいている返礼品ごとに一覧を記入してください。

* 容量が違う同一返礼品も別返礼品としてご記入くださいませ

* 1つのデータで10個までの登録とさせていただきますので、

記入が11個以上の場合は、10個で1つのデータでご作成くださいませ

④データが出来上がりましたら、下記にてご提出をお願いいたします。

●ファイル名 3号基準証明書(兵庫県神河町)(事業者名)①

ファイルが複数となる場合は、末尾を②・③・・・と連番にさせていただきますと幸いです。

●メール件名 ふるさと納税 3号基準証明書(事業者名)

宛先: 神河町 総務課 中川宛

a_nakagawa@town.kamikawa.hyogo.jp

【記載例】